

農村計画学会表彰規程
2016年12月4日 理事会決定

第1条（総則）

農村計画学会規約第4条6項に定める業績の表彰については、この規程の定めるところによる。

第2条（表彰の種類）

表彰の種類は以下に示すものとする。

- (1) 農村計画学会学会賞（以下「学会賞」と称する）
 - 1) 論文
 - 2) 業績
 - 3) 実践
- (2) 農村計画学会奨励賞（以下「奨励賞」と称する）
 - 1) 論文
- (3) 農村計画学会ポスター賞（以下「ポスター賞」と称する）
- (4) 農村計画学会ベストペーパー賞（以下「ベストペーパー賞」と称する）
- (5) 個人または法人からの寄付による賞（以下「寄付による賞」と称する）
- (6) 農村計画学会特別表彰（以下「特別表彰」と称する）

第3条（授賞者）

各賞の授賞者は下記の者とする。

- (1) 学会賞（論文）は、近年、会員によって発表された農村計画に関する学術研究論文（農村計画学会誌、図書、関係専門誌）の中で、時代のニーズに先駆けて応える意義を有し、理論性も高く、農村計画の発展に顕著に貢献する学術的成果をあげた論文の著者。
- (2) 学会賞（業績）は、農村計画の学術・技術等の進歩に大きく貢献する業績をあげた会員。ここにいう業績とは、
 - 1) 農村計画学の根幹に位置づけられる理論的で啓蒙的な論文や著作、農村計画学の特定分野を集大成した体系的成果や境界領域に踏み込んで新理論や新分野を構築する論文や著作（学術貢献）、
 - 2) 農村計画の次世代の研究者や実務の担い手を育成する（人材育成貢献）、
 - 3) 創造的で革新的な先端研究プロジェクトを企画立案し、主導し、期待に応える成果をあげた（研究推進貢献）、
 - 4) 農村計画の現場活動に供する独創的、革新的な実用技術や斬新な設計・デザイン等の（開発貢献）、等である。
- (3) 学会賞（実践）は、会員、非会員を問わない。第一に、近年中に事業実施した農村計画に関する調査、計画や設計、デザイン等の考え方、手法、表現において斬新かつ独創性があり、モデル性、適用性が高く、農村計画への実践適用に貢献する成果をあげた者。第二に、近年中に農村計画に関する調査、計画、設計、デザインにかかる事業を主導的に遂行して、地域コミュニティの再生・活性化や高いアメニティの実現に道筋をつける実践的成果をあげた者。
- (4) 奨励賞（論文）は、応募翌年の4月1日に満40歳以下の会員により近年中に農村計画学会誌に発表された学術論文で、独創性・萌芽性・将来性のあ

- る優れた論文の著者。
- (5) ポスター賞は、春期大会におけるポスターセッションで、当該年の4月1日に満40歳以下の会員によりポスター報告した筆頭報告者によって、近年中にとりまとめた研究成果で、わかり易い発表で、着眼点がよく、独創性、萌芽性、将来性があるポスター報告をした者。
 - (6) ベストペーパー賞は、「農村計画学会誌」(表彰年度前年度の第4号および表彰年度の第1号～第3号、ならびに論文特集号)に掲載された論文のうち、完成度が高く、優れた知見により農村計画の発展に貢献する論文の著者(主著者および共著者)、論文(査読付き)を対象とし、報告(査読付き)は対象としない。年齢制限は設けない。
 - (7) 寄付による賞は、前もって表彰の趣旨を明確にし、理事会が選考する。
 - (8) 特別表彰は、理事会の発議と合議による非定期的な顕彰事業で、授賞対象者は、農村計画学の発展に特に顕著な学術的功績をあげた会員、実務界で顕著な功績をあげた会員、本学会の発展に長らく尽力してきた会員等を顕彰する。

第4条 (表彰の件数)

毎年の表彰件数は、厳選寡少を旨として、いずれの賞も若干名とする。

第5条 (学会賞選考委員会)

寄付による賞と特別表彰を除く各賞の授賞候補者選考のため、学会賞担当副会長を委員長とする農村計画学会賞選考委員会(以下「委員会」と称する)を置く。

- 2. 委員会は、若干名の委員で構成する。
- 3. 委員長は、専門分野に配慮しつつ理事の中から委員候補者を会長に推薦し、会長の承認を得て決する。なお、任期中、委員名は非公表とする
- 4. 委員長、委員の任期は2年とする。
- 5. 委員会は、委員長が召集して開催する。
- 6. 委員長、委員が学会賞候補者になった時、当該年度の委員としての職務を停止する。この場合、当該年の委員を補充することができる。
- 7. 総務委員長は本規程に関する業務の担当者として委員会に出席する。ただし委員会の構成員にはならない。

第6条 (応募と選考の方法)

学会賞、奨励賞は、会員の推薦または自薦で広く募集し、受理した者の中から第3条と細則に従って委員会が選考する。

- 2. ポスター賞とベストペーパー賞は第3条と細則に従って委員会が選考する。

第7条 (授賞者の決定と発表)

寄付による賞と特別表彰以外の授賞者は、委員会の候補者選考結果報告に基づき理事会で審議し、決定する。寄付による賞と特別表彰は理事会の審議による。

- 2. 理事会決定後、授賞者本人に通知するとともに農村計画学会誌に発表する。

第8条 (表彰)

表彰は総会において行う。授賞者には賞状ならびに記念品を授与する。

第9条（業務担当）

本規程に関する業務は総務委員会が担当する。

第10条（細則の制定）

本規程施行に関する表彰細則を別に定める。

付記1．本規程は1994年3月2日より施行する。この規程の施行により、1990年5月14日施行の農村計画学会表彰規程は廃止する。

付記2．2000年5月15日改訂

付記3．2001年3月9日改訂

付記4．2005年9月10日改訂

付記5．2011年3月21日改定

付記6．2014年4月12日改正

付記7．2016年12月4日改正

農村計画学会ベストペーパー賞表彰細則

2014年4月12日 理事会承認

第1条（目的）

農村計画学会表彰規程第2条に定める農村計画学会ベストペーパー賞（以下「ベストペーパー賞」と称する）の授与については、表彰規程第10条に基づき、この細則の定めるところによる。

第2条（趣旨）

農村計画学会誌（表彰年度前年度の第4号および表彰年度の第1号～第3号、ならびに論文特集号）に掲載された論文のうち、完成度が高く、優れた知見により農村計画の発展に貢献する論文についてベストペーパー賞を授与し、もって論文投稿を啓発し、掲載論文の水準の向上を図ることを目的とする。

第3条（授賞者）

当該年度の農村計画学会誌（表彰年度前年度の第4号および表彰年度の第1号～第3号、ならびに論文特集号）に掲載された論文の著者（主著者および共著者）を対象とする。

第4条（表彰の件数）

表彰の件数は若干名とする。

第5条（審査の手続き）

農村計画学会表彰規程第5条に定める学会賞選考委員会は、編集委員会と査読委員会、または会員から推薦のあった授賞候補論文のなかから授賞論文を選考する。この結果を理事会に報告し、承認を得て決定する。

付記1．本細則の施行により、農村計画学会ベストペーパー賞表彰規程は廃止する。

付記 2 . 本細則は、2011 年 3 月 21 日より施行する .

付記 3 . 2014 年 4 月 12 日改正

付記 4 . 2016 年 12 月 4 日改正